

協定名	マボリシーハイツ	協定区域	馬堀海岸1・2・3丁目	区画数	895 区画	面積	19.14 ha
用途地域	第1種低層住居専用地域		防火地域	指定なし			
認可年月日	昭和63年7月25日 (平成29年1月25日変更)	期間	10年(以降自動更新)				

項目	制限内容
敷地	* 敷地の分割はできないものとする。 (ただし、2区画以上を取得し、元の1区画以上の面積に分割する場合はこの限りでない)
位置	* 建築物の外壁、またはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離のうち、北側に接する部分 1. 5m以上 * 建築物の外壁、またはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離のうち、その他の部分 1. 0m以上 * 前項の規定は次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。 (1) 外壁またはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下。 (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2. 3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内。 (3) 専ら車庫の用途に供し、軒の高さが2. 3m以下で、かつ、床面積の合計が10㎡以内。 (4) 建築物に付属する冷暖房機等。
用途	* 一戸建住居専用住宅(2世帯同居住宅を含む。) * 診療所併用住宅及び建築基準法施行令第130条の3に定める兼用住宅
形態	* 階数 2階以下(地階を除く) * 地盤面からの最高高さ 10m(協定締結時における宅地の地盤面とする) * 地盤面からの軒の高さ 6. 5m(協定締結時における宅地の地盤面とする) * 建ぺい率 40% * 容積率 80% * 北側斜線 5m+1. 25L
構造	
意匠	
設備	

※建築をされる方は 建築確認申請をする前に協定区域内の委員会と事前のお話し合いを行ってください。

建築協定区域には、協定を運営するための委員会が設置されています。

協定委員会の連絡先は建築指導課許認可係(046-822-8527)までお問合せください。